

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成26年7月15日					
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)					
京都市下京区塩小路烏丸西入 東塩小路町6 1 4 番地 新京都センタービル8F		京都駅ビル開発株式会社 代表取締役社長 東 憲昭 電話 075-316-4394					
主たる業種	不動産賃貸業	細分類番号	6	9	1	1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア	<input type="checkbox"/> イ又はウ	<input type="checkbox"/> エ			
計画期間	平成23年4月から平成26年4月まで						
基本方針	平成20～22年度排出量平均基準で温室効果ガス排出量を年平均3%削減する。						
計画を推進するための体制	京都駅ビルのキーテナントで構成する省エネルギー推進委員会を設備担当者会議内に設置し、毎月1回会議を開催し、エネルギーの適正管理、省エネ施策の推進を図っている。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20～22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	17,591.5 トン	16,548.0 トン	15,726.0 トン	15,431.4 トン	-9.6 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	18,527.8 トン	16,548.0 トン	15,726.0 トン	15,431.4 トン	-14.2 パーセント	
実績に対する自己評価	温室効果ガスの排出量は、吸収式冷凍機の運用を変更(流量制御→熱量制御)と、効率の悪い木蓄熱を休止したことで大きな削減を達成。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	商業施設	事業活動に伴う排出の量 延床面積×1/1000	243.47	229.02	217.65	213.57	-9.61 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
実績に対する自己評価	原単位排出量は、吸収式冷凍機の運用を変更(流量制御→熱量制御)と、効率の悪い木蓄熱を休止したことで着実な削減を達成。						
重点的に実施する取組の実施状況	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	60.0 パーセント	86.0 パーセント	95.0 パーセント	100.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	熱源の適正運転、夏季の節電、冬季の節電対策(消灯・滅灯、空調設定温度の緩和)などで、基準年度に対して10%減となった。					
	(24)年度	夏冬の節電継続、階段通路誘導灯の点検センサ化や劇場の閉演(半年)などで、基準年度に対して約12.9%減となった。					
	(25)年度	吸収式冷凍機の運用を変更(流量制御→熱量制御)と、効率の悪い木蓄熱を休止したことで基準年度に対し約14.2%減となった。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	自家用車による通勤は禁止している					
上記の措置を実施した結果に対する自己評価	事故防止、省エネルギー						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	京都市「DO YOU KYOTO」、環境省地球温暖化防止キャンペーンに協力し、ライトダウンを実施している。また節電を継続して実施している。						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。